

## 【保育料について】

保育施設に入所後は、毎月保育料を納入していただきます。この保育料は保育施設での運営の費用の一部に充てられるもので、入所児童の父母および同居（住民票上の世帯分離者含む）の祖父母等（家計の主宰者である場合）の前年分の所得に対する市町村民税額により決定されます。なお、3歳児クラスから5歳児クラスの保育料は無償となります。

巨理町保育料料金表(月額) (単位:円)

階層区分	区 分		3号認定		多 子 軽 減
			3歳未満児		
			保 育 標準時間	保 育 短時間	
1	生活保護世帯		0	0	
2	町民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	
		その他	0	0	
3	町民税均等割 のみ課税世帯	ひとり親世帯等	5,850	5,750	①
		その他	12,700	12,500	②
4	町民税所得割額 課税世帯	48,600円未満			
		ひとり親世帯等	7,550	7,450	①
		その他	16,100	15,900	②
5		57,700円未満			
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	①
		その他	19,500	19,200	②
6		77,101円未満			
		ひとり親世帯等	9,000	9,000	①
		その他	22,000	21,700	
7		97,000円未満	26,000	25,600	③
8		135,900円未満	30,000	29,500	
9		169,000円未満	35,000	34,500	
10		301,000円未満	41,000	40,400	
11		397,000円未満	46,000	45,300	
12		397,000円以上	46,000	45,300	

### 多子軽減制度

同一世帯に2人以上のお子さんがある場合の保育料は①～③のとおりとなります。

① 保護者と生計を一にしているお子さんであれば、年齢問わず第2子目以降のお子さんの保育料は無料となります。

② 保護者と生計を一にしているお子さんであれば、年齢問わず第2子目は半額、第3子目以降は無料となります。

③ 保育所・幼稚園等に通っているお子さん(未就学児)から数えて第2子目は半額、第3子目以降は無料となります。

①年少扶養控除額の再計算はされません。

②住宅借入金等特別控除などの税額控除前の税額が適用になります。

③保育料は出席日数にかかわらず在籍していれば月額を納めていただきます。導入保育期間中など1日お預かりしていない日があっても同様です。ただし、月途中の入所退所の場合は保育料を日割計算します。

## 【幼児教育・保育無償化制度について(3歳児クラスから5歳児クラスのみ)】

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されました。こちらは生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもを対象に保育料を無償とする制度です。

※年度途中で誕生日を迎え3歳となるお子さんは2歳児クラス在籍となるため、幼児教育・保育無償化制度の対象外となります。

### ○無償化対象外となる経費について

・給食材料費 ・延長保育料 ・行事費 ・その他保育所（園）で実費徴収している経費

### ○給食材料費について

食事にかかる材料費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。そのため、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

ただし、保護者の負担軽減を図るため、年収360万円未満相当世帯については、副食費が免除となります。（該当者の方には保育料決定通知と同時に個別に通知いたします。）

保育所の給食材料費は、主食費（ごはん代）と副食費（おかず・おやつ・牛乳代等）に分けられ、それぞれ徴収方法が異なります。

**主食費** ⇒ ごはん持参 または 実費徴収(施設により異なります。)

**副食費** ⇒ 月額4,500円を徴収(公立・私立共通)

- ※ アレルギー児童への除去食などを個別に徴収することはありません。
- ※ 長期欠席や土曜日を恒常的に利用しない場合の減額はありません。
- ※ 月途中入退所の場合は保育料と同様に日割計算を行います。
- ※ 費用負担(お支払い)は所属している保育所(園)へ納入となります。

## 【保育料の切り替え時期について】

子ども・子育て支援制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

**4月から8月分保育料…令和元年度町民税額(平成30年中所得)で算定**

**9月から3月分保育料…令和2年度町民税額(令和元年中所得)で算定**

※保育料には減免制度があり、次の項目に該当する場合は、申請に基づき減免する場合があります。

①当該年度において所得の激減または疾病等のため生活が著しく困難になった者

②災害等により所得または財産に著しい損失を受けたため生活が著しく困難になった者

なお、詳細は「亘理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料減免要綱」に定めてあります。

※税の申告をしていない方は、必ず申告をしてください。なお、保育料の算定までに申告がなされない場合は、保育料の最高階層を適用しますのでご注意ください。

※保育料の未納が続いた場合は、勤務先への照会など、法に基づき滞納処分を行うことがありますので、保育料の納付が困難になった場合はお早めに子ども未来課子育て支援班へご相談ください。

## 【延長保育料について】

延長保育は、保護者が就労などで、支給認定（保育標準時間・保育短時間）を受けた保育時間を超えてお子さんを預けなければならない場合、利用できます。

延長保育は月単位での申請となり、利用する月の前月に入所施設へ申請してください。

なお、延長保育料は以下のとおりです。

### 亘理町延長保育料料金表(月額)

(単位：円)

保育時間認定	延長利用時間	延長保育料
保育短時間	午前7時から午前8時30分まで及び 午後4時30分から午後6時まで	1,000
保育標準時間・保育短時間	午後6時から午後7時まで	2,000

※保育短時間の方が午後4時30分から午後7時まで延長保育を利用された場合、延長保育料は3,000円となります。

※地域型保育施設（小規模保育・家庭的保育）の延長保育料は各施設で設定されます。

※延長保育料は申請に基づき月単位でいただきます。

（1日も利用しなかった場合でも延長保育料がかかります）

※申請月途中で延長保育の取り消しがあっても延長保育料はかかります。

（さかのぼっての取り消しはできませんので前の月までに取り消しを申し出てください）